

令和8（2026）年度 富田林市一般廃棄物（ごみ）処理 実施計画



令和8（2026）年 4 月

富 田 林 市

目 次

1 一般廃棄物（ごみ）処理計画 （基本計画・実施計画）	P 1
2 基本事項	
2-1. 実施計画の目的	P 2
2-2. 計画期間	P 2
2-3. 計画区域	P 2
2-4. 計画人口	P 2
2-5. 基本方針	P 3
3 ごみの発生量と資源化等の現状	
3-1. ごみの発生量（排出量）	P 4. 5
3-2. ごみの資源化量	P 5. 6
3-3. リサイクル率	P 6
3-4. 最終処分量	P 7
4 富田林市の方針（4 R 政策） ～循環型社会の構築～	P 7
5 ごみの収集運搬・処理の流れと収集方法	
5-1. ごみの収集運搬・処理の流れ	P 8. 9
5-2. 家庭系のごみの収集方法	P 9. 10
5-3. 事業系ごみの収集方法	P 10
5-4. 魚あら処理について	P 10
6 発生抑制・排出抑制計画	
6-1. 家庭系ごみの発生抑制・排出抑制	P 11. 12
6-2. 事業系ごみの発生抑制・排出抑制	P 12. 13
6-3. 臨時発生ごみの直接持ち込みの排出抑制	P 13
7 リサイクル推進計画	
7-1. リサイクル目標の設定	P 13
7-2. 家庭系ごみのリサイクル推進	P 14
7-3. 事業系ごみのリサイクル推進	P 14

8 ごみの出し方

8-1. 家庭系ごみの出し方	．．．．．	P15.16
8-2. 事業系ごみの出し方	．．．．．	P16
8-3. スマートフォンを利用したごみ出しの情報提供	．．．．．	P16

9 令和8（2026）年度の予測値と目標値

9-1. 目標値の設定	．．．．．	P17
9-2. リサイクル率の目標値	．．．．．	P17
9-3. 最終処分量の目標値	．．．．．	P17
9-4. ごみの排出量の予測値と削減目標値	．．．．．	P18

10 その他

10-1. 補助制度や市民サービス	．．．．．	P19
10-2. 不法行為への対応	．．．．．	P20
10-3. 清掃工場で処理できないものへの対応	．．．．．	P20
10-4. 会議や協議会への参画	．．．．．	P20
10-5. 処理体制の確保	．．．．．	P21

1 一般廃棄物（ごみ）処理計画（基本計画・実施計画）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項で、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない」とされており、その内容については、同条第2項において、

- (1) 「一般廃棄物（ごみ）（※1）の発生量及び処理量の見込み」
- (2) 「一般廃棄物（ごみ）の排出の抑制のための方策に関する事項」
- (3) 「分別して収集するものとした一般廃棄物（ごみ）の種類及び分別の区分」
- (4) 「一般廃棄物（ごみ）の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項」
- (5) 「一般廃棄物（ごみ）の処理施設の整備に関する事項」

の5項目を定めるものとされています。

富田林市では平成24（2012）年3月に本法の趣旨に沿い、計画期間を15年とする（最終年：2026年）一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（※2）（以下「基本計画」という）を策定しました。平成28年（2016）年度には策定から5年が経過し、予測・目標の部分で実態に即していない箇所が出てきたため、実態に即した内容になるよう、基本計画の改訂を行い、計画期間も、平成28（2016）年度から令和13（2031）年度に変更しています。同じく、令和5（2023）年3月には基本計画の見直しを行い、各年の具体的な方策については、実施計画（※3）を作成しています。

※1：産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類されます。「ごみ」は商店、オフィス、レストランなど事業活動によって生じる「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じる「家庭系ごみ」に分類されます。

※2：市ウェブサイトの「各課のページ」→「市民人権部 環境衛生課」のページで、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画【中間見直し】（令和5（2023）年3月策定）の閲覧が可能です。

※3：市ウェブサイトの「各課のページ」→「市民人権部 環境衛生課」のページで、一般廃棄物（ごみ）処理実施計画の閲覧が可能です。

2 基本事項

2-1. 実施計画の目的

実施計画は、上位計画である基本計画をベースに、市域から発生する一般廃棄物（ごみ）に関し、4R（※1）の取り組みにより、ごみの排出抑制や再資源化を図るとともに、排出されたごみの適正な処理を行うことで、富田林市のまちづくりの目標の一つである、持続可能な社会づくり・環境にやさしい循環型社会の形成を推進することを目的とします。

※1：断る（リフューズ：Refuse）、減らす（リデュース：Reduce）、再び使う（リユース：Reuse）、再資源化（リサイクル：Recycle）の4つの語の頭文字「R」をとった言葉。環境配慮に関するキーワードです。リフューズ、リデュース、リユース、リサイクルの優先順位で廃棄物の減量に努めるのが良いという考えを示しています。

2-2. 計画期間

令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで。

2-3. 計画区域

本市の行政区域全域とします。

2-4. 計画人口

基本計画では、本市の令和8（2026）年度の人口を次の通り推計し、必要な処理体制を確保します。

計画人口：103,154人

※本市の人口は、令和8（2026）年3月末日現在、104,256人です。

※基本計画では、本市の人口は、平成14（2002）年度の126,400人をピークに徐々に減少し、令和3（2021）年度には108,514人となっています。今後についても減少を続ける見込みで、令和10（2028）年度には100,386人、令和13（2031）年度には96,218人と推計しています。

2-5. 基本方針

本市では、循環型社会の形成に向けて、市民・事業者・行政が一体となって4Rに取り組み、次の4つの基本方針に沿ってごみの排出抑制・資源化を推進します。

- (1) 発生抑制の推進
- (2) 排出抑制・資源分別収集の推進
- (3) 環境に配慮した適正処理の推進
- (4) 管理体制の確立

	基本方針	取り組みの内容
(1)	発生抑制の推進	ごみになるものは、作らない・売らない・買わないことがごみの発生を抑制することであり、あらゆる機会と場所を利用し、市民・事業者に対してごみの発生抑制に対する意識の啓発を行っていきます。
(2)	排出抑制・資源分別収集の推進	発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で減量化し再生利用を図るとともに、リサイクル可能なものを極力分別し、市の収集、集団回収、店頭回収、法定リサイクル（家電4品目・パソコン）等の資源分別回収を推進していきます。
(3)	環境に配慮した適正処理の推進	ごみとして排出されたものについては、南河内環境事業組合のごみ処理施設で減量化・資源化・安定化等の適正処理を行うとともに、ダイオキシン類対策をはじめ環境に配慮した運転を要請していきます。
(4)	管理体制の確立	市民・事業者・行政がごみに関する情報を共有し、問題意識を共通のものとして連携・協力してごみ減量化に取り組んでいきます。

3 ごみの発生量と資源化等の現状

3-1. ごみの発生量（排出量）

この5年間のごみ発生量の推移を見ると、4年前に比べて14.0%の減となっています。人口の減少に伴って（人口減少率4.9%）ごみの発生量も減少しています。一方、事業系ごみ搬出量（※1）は、令和2年（2020）年度から令和6（2024）年度にかけて、9.7%増加しており、年間4,190～4,598tの間で推移しています。今後も、家庭から排出されるごみの減量化はもちろん、事業所から排出されるごみの減量化が課題であると考えられます。

次に、資源ごみ及び集団回収ごみ（古紙、古布等）は再生利用が可能で、分別の徹底により、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）される量が増加しますが、この5年間の推移を見ると、人口減少に伴う資源ごみ排出量及び集団回収による回収量は減少傾向にあります。

令和6年度（2024）年度の1人1日あたりのごみ排出量（※2）は、4年前より9.6%減となっており、令和6（2024）年度の大阪府排出量864gは下回るものの、同年度の全国排出量839gをやや上回り、市民一人一人のごみ減量化、分別への協力が必要な状況です。令和6年度（2024）年度の集団回収ごみを除く排出量の内訳では、「もえるごみ」が最も多く、全体の74.77%、次いで「粗大ごみ」が14.23%となっています。また、資源ごみの「カン」が0.38%、「ビン」が1.29%、「ペットボトル」が1.09%、「プラスチック製容器包装」が2.14%、「牛乳パック」が0.03%となっています。（図表1）

図表1 ごみの発生量（排出量）の実績・1人1日あたりごみ排出量・人口（単位：t／年）

種 類		R2（2020）年度	R3（2021）年度	R4（2022）年度	R5（2023）年度	R6（2024）年度
もえるごみ		27,638	26,664	26,078	24,377	24,279
（うち事業系ごみ）		(4,190)	(4,405)	(4,329)	(4,367)	(4,598)
粗大ごみ		5,584	5,106	4,903	4,642	4,621
（うち持込ごみ）		(210)	(226)	(364)	(330)	(392)
資源ごみ	カン	246	230	193	162	126
	ビン	697	665	641	468	420
	ペットボトル	344	355	356	353	356
	プラスチック製容器包装	703	734	717	696	695
	牛乳パック	10	9	10	11	11
	計	2,000	1,993	1,917	1,690	1,607
集団回収ごみ（古紙、古布等）		2,835	2,641	2,469	2,170	1,961
ごみの発生量（排出量）		37,777	36,404	35,367	32,879	32,469
1人1日あたりごみ排出量（g）		944	919	900	854	853
人口（人）		109,650	108,514	107,716	105,243	104,256

※1：事業系ごみ搬出量 = 収集袋数 × 5.4 kg（1袋当たりの平均重量）

※2：1人1日あたりごみ排出量 = 各年度の排出量（t） ÷ 365日（但しR5（2023）年度は366日） ÷ 人口

3-2. ごみの資源化量

ごみの資源化量はこの5年間減少を続けていますが、その大きな要因は資源化量の約50%以上を占める集団回収の減少です。この背景には、人口減少や、デジタル媒体の増加による紙の流通量の減少、民間の古紙集積所の増加などの要因が考えられます。令和6（2024）年度の資源化量の内訳は、集団回収が最も多く、51.3%、資源化施設（資源リサイクルセンター）において資源化されたものが39.6%、焼却施設及び粗大ごみ処理施設（南河内環境事業組合第1清掃工場）で資源化されたものが9.1%となっています。（図表2）

図表2 ごみの資源化量の実績

(単位：t/年)

種 類		R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度	
資源化施設	鉄	124	113	97	85	69	
	アルミ	122	116	95	77	57	
	ガラス	495	451	477	468	420	
	ペットボトル	294	302	313	304	314	
	プラスチック	676	687	672	637	645	
	牛乳パック	9	9	9	9	10	
計		1,720	1,678	1,663	1,580	1,515	
焼却・粗大ごみ処理施設	スラグ	0	0	0	0	0	
	金属類	選別鉄	512	392	392	193	193
		粗大ごみ処理施設回収量	138	162	162	153	153
集団回収ごみ（古紙、古布等）		2,835	2,641	2,469	2,170	1,961	
資源化量		5,205	4,873	4,556	4,096	3,821	

3-3. リサイクル率

令和6（2024）年度の本市のリサイクル率（※1）は11.8%で、令和2年（2020）年度の13.7%から1.9%下落しています。

これは、ごみの発生量の減少よりも、資源ごみの回収量の減少、特に集団回収（古紙、古布等）による回収量の動向が反映された為と考えられます。（図表3）

図表3 リサイクル率の推移

(単位：t/年)

	R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	R5 (2023) 年度	R6 (2024) 年度
資源化量	5,205	4,873	4,556	4,096	3,821
リサイクル率	13.7%	13.4%	12.9%	12.5%	11.8%

※1：リサイクル率＝資源化量÷ごみ発生量（集団回収含）

3-4. 最終処分量

令和2年（2020）年度からの令和6（2024）年度までの5年間の最終処分量（※2）の推移。（図表4）

図表4 最終処分量の実績値

（単位：t／年）

	R2（2020）年度	R3（2021）年度	R4（2022）年度	R5（2023）年度	R6（2024）年度
最終処分量	4,570	4,232	3,952	3,750	3,691

※2：廃棄物を埋め立てて、廃棄処分することの量。固体廃棄物や減容した灰分などを地表や水底等に積み重ねていくことをいいます。

4 富田林市の方針（4R政策） ～循環型社会の構築～

富田林市では、都市の将来像「ひとがきらめく！自然がきらめく！歴史がきらめく！みんなでつくる笑顔あふれるまち富田林」を実現するための目標として、「循環型社会の構築」を掲げています。

循環型社会を構築するためには、従来の単にごみを燃やして埋めるという処理中心の考えを改め、第1にレジ袋や過剰包装など不要なものを断り（Refuce）第2に廃棄物の発生を抑制（Reduce）し、第3に廃棄物を再利用（Reuse）し、第4に廃棄物を再生利用（Recycle）し、第5に熱回収※1を行い、最後にどうしても循環利用できない廃棄物を適正に処分することが求められています。この「4R」をいかに進めていくかが重要な課題となっており、4Rを進めることが循環型社会づくりの基礎となるものです。

本市では、この課題を解決するため、基本計画に基づく本実施計画において、令和4（2022）年度以降の実施体制や発生抑制・排出抑制計画やリサイクル推進計画などを定めています。

また広域的な取り組みとして、平成27（2015）年12月に南河内環境事業組合とともに策定し、令和2（2020）年度に計画変更をした、南河内6市町村地域循環型社会形成推進地域計画（計画期間は、平成27（2015）年4月1日から令和8（2026）年3月31日までの7年間）において、一般廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指して目標量を定め、それぞれの施策に取り組んでまいりました。

また、第2期計画（令和4（2022）年4月1日から令和9（2027）年3月31日までの5年間）においても第1期計画を引き継ぎ、地域の循環型社会形成を推進していきます。

※1：廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱が、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用される例があります。南河内環境事業組合においても、施設内の電力の大部分は、同施設のごみ発電でまかなっています。

5 ごみの収集運搬・処理の流れと収集方法

5-1. ごみの収集運搬・処理の流れ

令和8（2026）年度のごみの収集運搬・処理の流れは図表1のとおりとします。

図表1

種類	収集・運搬			中間処理（※1）		最終処分		
	方法	主体	方法	主体	方法	主体		
家庭系ごみ	もえるごみ	2回/週	ステーション	委託	焼却	南河内環境事業組合（※2）	埋立（※3）	フェニックス・再生資源業者
	粗大ごみ	1回/月	ステーション	委託	破碎焼却	南河内環境事業組合	埋立	フェニックス・再生資源業者
	カン・ビン	2回/月	ステーション	直営	資源化	資源リサイクルセンター（※4）	資源	再生資源業者
	ペットボトル	2回/月	ステーション	委託	資源化	資源リサイクルセンター	資源	再生資源業者
	プラスチック製容器包装	2回/月	ステーション	委託	資源化	資源リサイクルセンター	資源	再生資源業者
	牛乳パック	2回/月	ステーション/拠点	直営	資源化	資源リサイクルセンター	資源	再生資源業者
事業系ごみ	カン・ビン	1回/週まで	各事業者	直営	資源化	資源リサイクルセンター	資源	再生資源業者
	もえるごみ	6回/週まで	各事業者	委託	焼却	南河内環境事業組合	埋立	フェニックス（※5）
臨時ごみ/ 町会清掃ごみ	随時	各戸/ 各町会	直営	破碎 焼却	南河内環境 事業組合	埋立	フェニックス （※5）	
直接持込	随時	自己搬入	排出者	破碎 焼却	南河内環境 事業組合	埋立	フェニックス （※5）	
古紙・古布等	随時	各町会等	町会等 （※6）	資源化	—	資源	—	
家電4品目	随時	各戸等	委託	資源化	—	資源	—	
その他（死獣等）	随時	—	直営	—	—	—	—	
不法投棄	随時	—	直営	破碎 焼却	—	—	—	

- ※1：収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別により、できるだけごみの体積と重量を減らして、最終処分場に埋め立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。さらに、鉄やアルミ、ガラスなどの再資源として、再利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もあります。
- ※2：南河内環境事業組合第1清掃工場（富田林市大字甘南備2345番地）
焼却処理および粗大ごみの中間処理施設で、本市のもえるごみと粗大ごみは、同工場（処理能力300t/日）に運び処理します。
- ※3：南河内環境事業組合第1清掃工場に搬入されたもえるごみと粗大ごみは同工場で焼却され、その焼却灰は、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）へ委託し、最終埋立処分します。焼却後の有価物（選別鉄・鉄くず）については、再生資源業者に委託し、処分します。
- ※4：資源リサイクルセンター（南河内郡河南町大字山城165番地）
資源ごみは、中間処理施設の同リサイクルセンターの資源選別施設（カン・ビン選別施設、ペットボトル減容施設、廃プラスチック減容施設、ガラス再商品化施設）にて処理します。資源リサイクルセンターでの中間処理はすべて委託事業として行います。
- ※5：大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）は、昭和56（1981）年に公布された「広域臨海環境整備センター法」に基づき、近畿圏において昭和57（1982）年3月に2府4県159市町村港湾管理者の出資により設立されました。（現在、出資している2府4県168市町村は、泉大津沖、尼崎沖、神戸沖、大阪沖の処分場を有し）地方公共団体等から、委託を受けた一般廃棄物や産業廃棄物等の埋立を行っています。
- ※6：町会・子ども会などを中心に約180団体（令和7（2025）年度）の登録があります。

5-2. 家庭系のごみの収集方法

（1）ごみの分別区分

もえるごみ、粗大ごみ、カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、牛乳パックの6分別区分

（2）資源物（上記分別区分のうち再利用が可能なもの）

カン・ビン、金属類

（3）収集方式

ステーション方式

（4）収集頻度

もえるごみ	2回／週
粗大ごみ	1回／月
カン・ビン	2回／月
ペットボトル	2回／月
プラスチック製容器包装	2回／月
牛乳パック	2回／月

■牛乳パック、プラスチック製容器包装の拠点回収について

本市では、月2回、市内全域で牛乳パック、プラスチック製容器包装のステーション収集を行っています。下記の店舗や施設においても事業者のご協力を頂き拠点回収を実施しています。

◎牛乳パックは、以下の12カ所の拠点回収も継続して実施しています。

関西スーパー金剛店	関西スーパー富田林駅前店	サンプラザ富田林店
イオン金剛東店	コノミヤ富田林店	サンプラザ山中田店
金剛図書館	ライフ滝谷店	万代梅の里店
コープ富田林店	オークワ富田林旭ヶ丘店	ラ・ムー富田林南店

◎プラスチック製容器包装は、以下の12カ所の拠点回収も継続して実施しています。

関西スーパー金剛店	関西スーパー富田林駅前店	サンプラザ富田林店
イオン金剛東店	コノミヤ富田林店	サンプラザ山中田店
サンプラザ喜志店	ライフ滝谷店	万代梅の里店
コープ富田林店	オークワ富田林旭ヶ丘店	ラ・ムー富田林南店

※他にスーパーマーケットや事業者が独自に実施する回収があります。

5-3. 事業系ごみの収集方法

事業系ごみのうち「もえるごみ」は、委託業者による収集または直接搬入を行い、「カン・ビン」は、市の直営による収集を行います。

5-4. 魚あら処理について

魚あらについては、食品リサイクル法に基づき国の登録を受け、府内で魚あらの再生利用を行う唯一の事業者で、本市が搬入先と認めた施設（小島サステナブルフィッシャリーズ株式会社）において資源化を図ります。

6 発生抑制・排出抑制計画

6-1. 家庭系ごみの発生抑制・排出抑制

家庭系	無料ごみシール	本市では平成8（1996）年度から家庭系ごみのシール制を開始しました。令和8（2026）年度の無料ごみシール（※1）は、令和8（2026）年3月に各家庭に送付しております。配布された枚数内でごみを出しいただくことで、発生抑制・排出抑制を図ります。
	有料ごみシール	無料ごみシールが無くなった場合、 <u>有料ごみシール（※2）</u> を購入していただきます。 有料ごみシール・事業系ごみシールは、有効期限は無く、富田林市役所及び金剛連絡所又は市内複数ヶ所のごみ処理券取扱所で販売します。
	啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみの出し方や分別方法について、広報誌や市ウェブサイト（通年発信）、パンフレット（「ごみの分け方・出し方」に加え、「ごみチェッカー（WEBアプリ）」などを通して誰にでもわかりやすい情報提供を行い、分別ルールの厳守や排出マナーの向上に向けた普及啓発活動を継続し発生抑制・排出抑制を図ります。 ●本市公式SNS「LINE」の通知機能を活用し、ごみの収集日をお知らせすることで、ごみの分別を啓発します。 ●次世代を担う児童・生徒に環境美化やリサイクル社会の推進と理解を深めてもらう事を目的に、国が毎年実施している4R推進ポスターコンクールに応募し、学校と連携を取り、小学生に対し「ごみ学習」の推進を行います。 ●とんだばやし発見出前講座において（「ごみの分け方・出し方」）講座を募集し、ごみ減量等の啓発活動を行います。 ●様々な体験や展示、こども服リサイクル会等を通じて、循環型社会の形成に資する環境イベント「デコとん」を開催し、4R（リフューズ（購入拒否）・リデュース（発生抑制）・リユース（再利用）・リサイクル（再生利用））に対する啓発を行います。 ●その他、市や民間事業者が開催するイベントなど、様々な機会を通じて4Rの啓発活動を行います。

助成・支援	●家庭から排出される一般廃棄物のうち、再資源化できる古紙・古布類を回収する町会、子ども会等の団体に対して <u>奨励金(※3)</u> を交付し、ごみの減量化・資源化を図ります。
過剰包装等の抑制	買い物袋(マイバック)持参運動を推進するとともに小売店・スーパーに対して過剰包装の自粛を呼びかけます。

6-2. 事業系ごみの発生抑制・排出抑制

事業系	ごみシール制度	<u>有料ごみシール制(※2)</u> を継続し、徹底します。
	啓発活動	●事業者の自己処理責任を周知徹底します。 ●事業活動に伴い発生するごみは、事業所内での発生・排出抑制及び資源化に努めるよう指導・啓発します。
	多量排出の抑制	事業者から排出されるごみの量が多い場合は、 <u>多量排出事業者(※4)</u> として登録し、毎年「事業系一般廃棄物の排出及び再利用並びにその適正な処理に関する計画書」の提出を求めるとともに、廃棄物の減量や適正な処理を指導します。

※1：無料ごみシール（有効期間2年）

もえるごみ	1～2人世帯	110枚/年
	3～4人世帯	220枚/年
	5～6人世帯	280枚/年
	7人以上世帯	340枚/年
粗大ごみ	1世帯につき	36枚/年

◎もえるごみは、45ℓの乳白色半透明ごみ袋にはシールを2枚、30ℓのブルー半透明の袋にはシールを1枚、袋の上部の見えやすいところに貼るものとします。

◎粗大ごみは、大きいものは直接見えやすい位置に貼るものとします。小物類は推奨袋に入れ粗大ごみシールを1枚貼るものとします。

※2：有料ごみシール

家庭系ごみシール	もえるごみ	30ℓ袋用 1枚	50円
		45ℓ袋用 1枚	100円
	粗大ごみ	1枚	500円
事業系ごみシール	もえるごみ	45ℓ袋用 1枚	300円
	カン・ビン	45ℓ相当容器用 1枚	300円

※3：家庭から排出される一般廃棄物のうち、再資源化できる古紙・古布類を回収する市民団体に対して奨励金を交付することにより、ごみ減量化を推進し、市民のごみに関する社会意識の高揚を図ることを目的としています。奨励金の交付額は1kgあたり3円です。

※4：多量排出事業者は、富田林市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第3条において、「1日平均84キログラム又は45リットル相当容器14個分以上の一般廃棄物（し尿及び愛玩動物等の死体を除く。）を排出する事業者をいう。」と規定されています。

6-3. 臨時発生ごみの直接持ち込みの排出抑制

これまで市で受付し南河内環境事業組合へ持ち込み処理をしていました、家庭から排出されたごみは、平成27（2015）年10月1日より、市で受付せずに直接、南河内環境事業組合へ持込できるようになり、市民の利便性が向上しました。また、係員の目視や監視カメラの設置などで、産業廃棄物の持ち込みや市外のごみを抑制し、ごみ処理の適正化を図っております。

7 リサイクル推進計画

7-1. リサイクル目標の設定

平成24（2012）年3月に策定した基本計画では、リサイクル率の達成目標を平成29（2017）年度は21%、最終年次の令和8（2026）年度は24%と設定しました。しかしながら、平成29（2017）年3月の基本計画改定時に現状を検討した結果、目標達成が非常に厳しい状況であったことから、令和3（2021）年度の目標を16.2%、令和8（2026）年度は16.7%、最終年次の令和13（2031）年度は17.1%へと修正しました。

令和5（2023）年3月に行った、基本計画の見直しでは再度、現状の分析を行い、令和8（2026）年度は15.1%、最終年次の令和13（2031）年度は17.3%に再修正を行っています。

7-2. 家庭系ごみのリサイクル推進

資源ごみの回収を維持・推進	<p>ごみの分別区分のうち、資源化するもの（カン・ビン、ペットボトル、プラスチック製容器包装、牛乳パック）の回収を継続します。</p> <p>カン・ビンについては、平成26（2014）年4月からの月1回収集から月2回収集に変更しました。</p> <p>各種イベントを通じて、4Rの考え方・実践方法などについて、市民や事業所等へ周知を図ることで、ごみの減量化やリサイクルの促進を図り、リサイクル率の向上を目指します。</p> <p>また、近年、リチウムイオン電池などが原因の火災が増加しており、令和2年（2020）10月から市役所や金剛連絡所等各施設でリチウムイオン電池を含む小型充電式電池の回収を行っています。加えて、令和5年度より廃食用油回収を開始し、さらなるごみの減量化及びリサイクルの促進に取り組んでまいります。</p>
牛乳パックのステーション方式収集	<p>平成25（2013）年度に市内の2町会で実施しました試行の結果をうけて、平成26（2014）年4月から市内全域でステーション方式による収集を開始しました。</p> <p>また、令和4（2022）年度より月1回から月2回へ収集回数を変更しています。</p>
集団回収に対する助成制度	<p>市民団体が主体となっている集団回収に対する助成制度を継続実施することで、市民活動を支援するとともに、NPOなど新たな回収団体の育成に努めます。</p>
啓発活動	<p>ごみの分別方法や出し方について、広報誌や市ウェブサイトへの掲載、パンフレットなど、誰にでもわかりやすい情報提供を行い、分別ルールや、排出マナーの向上を図ります。</p>

※その他、スーパーマーケットなどの民間事業者もリサイクル推進のため、回収ボックスなどの設置をしています。（10頁参照）

7-3. 事業系ごみのリサイクル推進

2種分別を徹底	<p>現在、事業系ごみは「もえるごみ」と「カン・ビン」の2種分別を実施していますが、事業所の分別に対する理解を深めるなど、今後も引き続き、2種分別を徹底します。</p>
大阪府と連携	<p>大阪府と連携し<u>グリーン購入（※1）</u>を実施している事業所のPRや評価等の情報の普及に努めます。</p>

※1：大阪府が実施している制度で、環境に配慮した製品（リサイクル商品、環境負荷の少ない品等）を優先的に購入・調達することを推進しています。

8 ごみの出し方

8-1. 家庭系ごみの出し方

シール	分別	焼却 資源化	ごみ種	出し方
ごみシール必要	もえるごみ	焼却	<ul style="list-style-type: none"> ●生ごみ類 ●紙くず類 ●木くず類 ●プラスチック類 ●その他（少量の灰・廃食油・人形など） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみステーションに朝7時までにごみシールを貼り、出すこと。 ●ごみ袋は市販の半透明で、30ℓ用は青色か乳白色、45ℓは乳白色の推奨袋で口をしっかり縛って出すこと。 ●水分はよく切ること。 ●残飯、生理用品、オムツ等で見られたくないごみは、レジ袋等で包みごみ袋に入れて出すこと。 ●竹串等の鋭利な物は、折り曲げたり、紙で包んだりして危険のない状態で出すこと。 ●紙おむつの汚物はとって出すこと。 ●使用済みライターの中身は使い切ること。
	粗大ごみ		<ul style="list-style-type: none"> ●家具・寝具類 ●家電製品類（資源家電4品目、パソコンを除く） ●金属類 ●せともの類 ●ガラス類 ●その他 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみステーションに朝7時までにごみシールを貼り、出すこと。 ●中身が見えない黒色の袋や段ボール箱で出さないこと。 ●布団、カーペット、座布団等は、十文字に紐をかけ、片手で持てるぐらいの大きさに束ねて出すこと。 ●竿や剪定枝は直径15cmで、1.5mの長さにし、束ねること。 ●石油ストーブは必ず灯油をぬくこと。 ●食器類、刃物類は、新聞紙などに包んで出すこと。 ●大きなものはできるだけ解体すること。
ごみシール不要	カン・ビン	資源化	<ul style="list-style-type: none"> ●カン類 ●ビン類 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみステーションに朝9時までに半透明の袋に入れて出すこと。 ●カン・ビンはリサイクルされるので、中身を抜き、洗って出すこと。 ●スプレー缶、カセットボンベは、必ずガスをすべて抜いて出すこと。 ●ビン類のふたや栓は取ること。 ●一斗缶等の大きなものは、粗大ごみで出すこと。 ●カン・ビンは一緒の袋に入れ、ペットボトル等はいれない。
	ペットボトル		<ul style="list-style-type: none"> ●飲料用 ●酒類用 ●調味料 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみステーションに朝7時までに半透明の袋に入れて出すこと。 ●ペットボトルはリサイクルされるので、中身を抜き、洗って出すこと。 ●キャップやラベルは、プラスチック製容器包装の日に出すこと。 ●ペットボトルの中に異物を混入しないこと。

	プラスチック製容器包装	<ul style="list-style-type: none"> ●ボトル（食料品や日用品） ●発砲スチロール製緩衝材 ●パック（食料品や日用品） ●トレイ（食品） ●袋（お菓子等） ●カップ（食料品） 	<ul style="list-style-type: none"> ●ごみステーションに朝7時までに半透明の袋に入れて出すこと。 ●プラスチック製容器包装はリサイクルされるので、洗って出すこと。 ●汚れが取れない容器（マヨネーズ等）はもえるごみで出すこと。 ●他のプラスチック等の異物は混入しないこと。 ●袋は二重にして出さない。
	牛乳パック	<ul style="list-style-type: none"> ●牛乳パック ●ジュース等の紙パック 	<ul style="list-style-type: none"> ●牛乳パックは、資源回収としてステーション回収、拠点（スーパー・公的機関）回収、または有価物集団回収を利用すること。 ●牛乳パックは中身を出し、よく水洗いし、ハサミで裁断し、開いて束ねて出すこと。

8-2. 事業系ごみの出し方

シール	分別	焼却 資源化	ごみ種	出し方
ごみシール必要	もえるごみ	焼却	●事業所の事務所から発生した紙くず、茶殻など	●排出者が減量化・資源化に努めたうえで、市又は委託業者により、適正に処理するか、排出者自らが搬入する。
	カンビン	資源化	<ul style="list-style-type: none"> ●飲料用 ●酒類用 ●調味料 	

（事業所から発生したその他のごみ類は、産業廃棄物として処理します。）

8-3. スマートフォンを利用したごみ出しの情報提供

平成26（2014）年11月から、市ウェブサイトで、スマートフォン対応のウェブアプリ「富田林市ゴミチェッカー」の運用を行っています。

また、令和6年度（2024）から「LINE」による地区別の収集日のお知らせも行っていきます。

「ゴミチェッカー」はごみの種類や分別の種別がわからない時に、五十音検索や文字入力検索でごみの種類・分別の種別を確認することができます。

市民の皆さんが、いつでもどこでも手軽にスマートフォンから、ごみ出しについての情報を確認できるようになります。正しいごみの出し方や分別ルール、排出マナーの向上に繋がるアイテムとして、あらゆる機会を通じて、さらなる普及に努めます。

9 令和8（2026）年度の予測値と目標値

9-1. 目標値の設定

富田林市では、令和5（2023）年3月に基本計画の見直しを行い、本市の資源ごみの回収率（※1）について次のような目標を設定しています（図表1）。

図表1 目標回収率

	令和6(2024)年度の 富田林市の実績	令和13年(2031)年度の 富田林市の目標回収率
ペットボトルの回収率	1.16%	0.98%
プラスチック製容器包装回収率	2.27%	2.07%
牛乳パック回収率	0.03%	0.04%

※1：各資源ごみの発生量÷（ごみの発生量（排出量）（計）－集団回収）

9-2. リサイクル率の目標値

令和5（2023）年3月に見直しを行った基本計画において、令和8（2026）年度のリサイクル率の目標値を12.2%に設定しています（図表2）。

図表2

	基本計画で設定した目標値
令和8(2026)年度のリサイクル率	12.2%

9-3. 最終処分量の目標値

令和5（2023）年3月に基本計画の見直しにおいて、令和8（2026）年度の最終処分量の目標値を4,092tに設定しています。（図表3）。

図表3

	目標値
最終処分量	4,092t

9-4. ごみの排出量の予測値と削減目標値

令和5（2023）年3月に基本計画の見直しを行った基本計画において、令和8（2026）年度のごみ排出量の予測値と削減目標値は図表4のようになります。

図表4 令和8（2026）年度のごみの発生量の予測値と削減目標値（単位：t/年）

種 類	基本計画の令和8(2026) 年度の予測値	基本計画の令和8(2026) 年度の削減目標値	令和6(2024)年度の 実績値
もえるごみ	25,647 t	25,647 t	24,372 t
粗大ごみ	5,263 t	5,263 t	4,621 t
資源ごみ	2,017 t	2,017 t	1,607 t
集団回収	1,830 t	1,830 t	1,961 t
ごみの発生量（排出量）	34,757 t	34,757 t	32,561 t

※図表4の合計額は、端数処理の関係で誤差が生じる場合があります。

10 その他

10-1. 補助制度や市民サービス

ごみ散乱防止ネット等補助制度	ごみステーションの適正管理及びその清潔保持並びに生活環境の保全を図るため、カラスよけネット及び生ごみガードの購入に要する経費の一部を、補助します。
ごみ置き場看板の貸与	清潔な街づくりを推進する為、町会・自治会で希望される場合、看板を貸与します。 設置や管理は各町会・自治会にお願いします。
紙おむつシール	3歳未満の乳幼児、里帰り、高齢者・身体障がい者等で、常時、紙おむつ、ストマ、腹膜透析液バッグを使わなければならない方を対象に、特別にシールをお渡しします。枚数は1人年間104枚までです。
ふれあい収集	高齢または障がい等の理由により、ごみステーションにごみを出すことが困難な方を対象にしたふれあい収集を、地域や高齢介護課、障害福祉課と連携を取りながら、継続して実施します。 申請には、民生委員やケアマネージャー、町総代などの証明が必要です。ふれあい収集は、ごみを玄関先までお伺いして収集します。
臨時ごみ	引っ越しや片付けなどで、一般家庭から臨時に多量のゴミが出る場合に、有料の申込制で収集に伺い適正に処理します。申し込みは市ウェブサイト上「臨時ごみオンラインフォーム」にて受付します。ごみは収集車が収集できる場所まで排出していただきます。 ※収集は、祝祭日を除く月曜日から金曜日で、時間は午前9時30分から午後3時で受付します。手数料は2,540円(100kg以下)で、100kgを超える分は10kg当たり150円です。
犬・猫・小動物等の死体の処理	犬・猫・小動物等の死体は、申し込みにより有料で引き取ります。飼い主の不明なものは無料で引き取ります。処理費は市役所に持ち込んだ場合は、1件1,010円、家庭に引取に行く場合は、2,030円です。月曜日から金曜日は環境衛生課で受付し、夜間・土日祝日は宿直で受付します。

10-2. 不法行為への対応

資源物カン・ビン・金属類の持去りの対応	全国的に問題となっている資源物の持ち去りについて、本市では、「富田林市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例」を改正し、令和8年（2026）4月1日から資源物の持ち去り行為を禁止します。カン・ビン・金属類の持ち去りについて被害の報告が多いごみステーションについては、富田林警察署と連携しパトロールを行います。また、市内全域で委託先と市が協力し、パトロールを行い、資源物の持ち去りを防止してまいります。
不法投棄の対応	不法投棄に対しては、町会代表者などに対して、不法投棄禁止看板の貸出しをします。又、特に悪質と判断される場合は警察へ通報し、市や警察によるパトロールを実施していきます。 市域境の不法投棄については、境界自治体と連絡を取りながら対処します。河川については、大阪府と連携して対応します。

10-3. 清掃工場で処理できないものへの対応

処理困難物	清掃工場で処理できない処理困難物（単車・タイヤ・バッテリー・ガスボンベ・消火器・農薬・ペンキ類・金庫・ピアノ・スプリングマットレス・オイル等）は専門業者又は各取扱店に処理を依頼するよう指導していきます。 感染性医療廃棄物は、「特別管理一般廃棄物」に指定されており、医療機関自ら適正な処理・処分を行うよう指導していきます。
パソコン	法律に基づき適正に処理するよう、また、処理方法についても市民に周知徹底します。処理については、各メーカーの受付窓口で相談していただきますように案内します。 また、本市では、リネットジャパンリサイクル（株）と協定を締結しており宅配便による自宅回収を行っております。 ※プリンター、スキャナーなどの周辺機器は粗大ごみで処理可能です。
資源家電4品目	資源家電4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は法律に基づき適正に処理するよう、また、処理方法についても市民に周知徹底します。

10-4. 会議や協議会への参画

中部ブロック清掃協議会などに参画し、廃棄物処理について積極的に情報収集や必要な調査・研究を行い、連携を図ります。又、3市2町1村で構成する南河内環境事業組合内の担当課長会議や実務担当者会議を精力的に開催し、同組合の構成メンバーとして日頃抱えている課題について協議、調整を図ります。

学識経験者や市民団体代表者、再生資源回収業者や商工業関係者で組織する廃棄物減量等推進審議会を開催し、ごみ減量化や資源化などに向け審議を行います。

10-5. 処理体制の確保

(職員体制について)

- ① 事務職や現業職の定期職場会議を積極的に開催し、職場の情報共有や連携を密にし、廃棄物の適正処理について取り組みます。
- ② 収集時における交通ルールの遵守はもとより、交通事故や火災事故の防止について細心の注意を払います。
- ③ 市直営で実施している業務の収集体制について、必要な人員を確保します。

(収集車両について)

パックマスター車やプレス車、(軽) ダンプなどの車両の維持・管理に努めます。

(業者への指導について)

委託している収集業務の適正処理について、委託業者と定期会議を開催する等あらゆる機会を通じて、指導します。